

会計年度任用職員（収用専門員）募集要項

項目	内 容
職名	収用専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p> <p>※ 任用後原則 1 月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。</p>
勤務職場	<p>財務局財産運用部管理課</p> <p>(東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 17 階北側)</p>
職務内容	<p>1 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）に基づく土地収用業務に関する関係機関等との審査等支援事務</p> <p>2 土地収用業務に必要な法令等の調査及び資料の収集、整理事務</p>
応募資格・求められる能力	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 土地収用法に基づく土地収用業務に関する専門知識及び実務経験を有すること。</p> <p>2 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>3 パソコンが使用でき、基礎的なワード、エクセル、アクセス等を使用した業務に対応できること。</p> <p>4 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。</p>
勤務日数	月 16 日
勤務時間	<p>1 日 7 時間 45 分</p> <p>※ 原則として、午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。ただし、開始時刻を午前 7 時から午前 11 時までの 30 分単位のいずれかに割り振る場合がある。</p>
休憩時間	<p>1 日 1 時間</p> <p>※ 原則として、正午から午後 1 時まで。ただし、開始時刻を午前 11 時から午後 1 時までの 30 分単位のいずれかに割り振る場合がある。</p>
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休</p>

	<p>暇、夏季休暇 (無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額 208,100 円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月）</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>
社会保険	社会保険（共済組合、厚生年金保険、雇用保険等）の適用あり
応募方法等	<p>1 応募方法</p> <p>「会計年度任用職員申込書」（別添様式）を応募期限までに要項末尾の申込先宛てにメールで提出してください。</p> <p>また、メールの件名は「収用専門員の申込み」としてください。</p> <p>なお、メールでの申込みが困難な場合は、郵送または持参による申込みも可とします。</p> <p>上記申込書の特記事項・自由意見欄には、健康状態を入力してください。</p> <p>2 応募期間</p> <p>令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで</p> <p>※持参の場合、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで</p> <p>※郵送の場合、令和8年2月13日（金）午後5時必着（当日の消印は有効ではありません。）</p> <p>応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。</p> <p>また、応募書類は返却しませんので予めご了承ください。</p>
選考方法	<p>1 第1次選考 書類選考</p> <p>2 第2次選考 面接</p>
申込み・問合せ先	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第一本庁舎17階北側）</p> <p>東京都財務局財産運用部管理課管理担当 担当：川邊</p> <p>電話：03-5388-2692（直通） 都庁内線：26-412</p> <p>メールアドレス S0000066(at)section.metro.tokyo.jp</p> <p>※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。 メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。</p> <p>※問合せの受付時間は、応募期間のうち、土日を除く午前9時から午後5時までです。</p>